

## 渡名喜島と真綿

渡名喜 明\*

渡名喜島では、戦前まで大半の家庭で蚕を飼ひ、その繭から糸を紡いで機を織っていたという。

文献によれば、渡名喜島における養蚕の始まりは、今から約 270 年前西暦 1,713 年のことである。『球陽』(1,745 年編集) 卷 9 尚益王 3 年(1,712)の項につきの記事がある。

本国將に冊封を請わんとするも、国貧しく民乏しく、資材欠少す。是れに由りて、其の費用を預備するが為に、那覇の翁能哲(富村親雲上盛友)、命を奉じて久米島に到り、彼の人民をして桑樹・榕樹・宇祖古等を用ひて、楮紙を製造せしむ。翌年に至り、亦粟国・渡名喜二島に到り、巡りて地の宜しきを相し、遍く桑を植ゑ蚕を養ひ、以て糸綿を作るの法を教ふ。久米島樹皮を用ひて紙を作り、粟国・渡名喜島、蚕を養ひて綿を作るは、比れよりして始まる。

<sup>(1)</sup>  
この時期すでに久米島では養蚕が行われ、紬織物や真綿の上納が行われている。久米島、粟国島、渡名喜島の他に後年伊平屋島、座間味島でも養蚕が始まり、真綿が上納されている。

沖繩における養蚕の開始について『琉球国由来記』(1,713 年編集)、『琉球国旧記』(1,731 年編集)などは越前の人坂元宗味(普基)が、万暦 47 年(1,619)に久米島に赴き、蚕を養ひ、桑を植ゑ、綿子の拵様を彼島の百姓に教えたことを挙げている。また両書ともに、「俗説」あるいは「遺老伝」などことわったうえで、坂元以前に、久米島の「堂之比屋(大親)」が中国に渡り、あるいは島に漂着した中国人から、養蚕の技法と綿子の製法を学び、島中に伝えたとしている。

仲原善忠・仲原善秀両氏によれば、「堂之比屋」

は 15 世紀後半から 16 世紀前半に生存した人物であり、この時期に養蚕が伝来したとしてもおかしくはないが、確証はない。なお、坂元宗味が養蚕と綿子製法を伝えたことは『球陽』、『美済姓家譜』にも見える。

1,609 年薩摩が琉球に侵入し、翌 1,610 年には全島の検地が行われた。その結果、1,611 年には「一紙御目録」が下り、琉球の石高は 8 万 9 千石余とされ、芭蕉布、上布、しゅろ綱、苧など 9 品の上納が命じられた。この 9 品の中に真綿 3 貫目が含まれており、この時期に養蚕が行われていたことが察せられるが、これらの現物はけっきょく調べ難いということで、2 年後には代銀を納めることになり、さらに 5 年後の 1,617 年には代銀をやめ、代米の上納を命じられた。

<sup>(3)</sup>  
薩摩に対する上納は米納となったが、王府は、1,635 年以降自らの税品目にこれらを加え、「上木高」(「浮得」とも称す)とした。芭蕉布、上布・下布、苧についてはその原料となる糸芭蕉、唐苧、蘭草を植栽した敷地に「代」懸けの米上納として本高に繰り入れ、真綿、しゅろ綱、塩は現物を納めさせることにした。

真綿の貢納は、桑 1 本につき何匁の計算で行われ、1,690 年以前は久米島具志川・仲里両間切に差があったが同年以降 3 匁 3 分と決められた。また渡名喜島では真綿の上納がいつから始まったか不明だが、少なくとも 1,759 年以降は桑 1 本につき 3 匁の割で真綿を納めた。久米島が桑 1,205 本で 3 貫 976 匁 5 分、渡名喜島が 99 匁の真綿を浮得として納めている。

しかし、真綿の貢納は浮得に限られていた訳ではない。旧税制がほとんどそのまま施行されていた明治 25 年(1,892)の久米島からの報告では、貢布(久米島紬)調整用の真綿は頭に賦

課され、徴集された。これは15歳から70歳までの男女に賦課されたもので、1年1人につき37匁3分7厘5毛の負担高となっていた。この真綿は貢布と別に上納されたものではなく、貢布の原料として賦課されたものであった。この真綿からとれる糸で織った紬は田租(米)の代納とされた。

さらに真綿は、砂糖とともに田租や畠租の代納も認められた。明治25年の租税額の内米納高と粟納高を見ることにする。<sup>(4)</sup>

米35,108石406

米納高	米 1,180石131—現石納
	米28,408石923—石代納
	金 205,142円701
	米 5,519石152—代品納
	砂糖 870,902斤9
	真綿 36貫190
	紬反布 779反
	粟 702石

粟 3,744石031

粟納高	粟 3,207石361—現石納
	粟 454石489—石代納
	金 2,653円760
	粟 82石182—代品納
	真綿 11貫315
	胡摩 11石657
	白木綿 135反
	木綿花 345斤

米・粟の代品納としてあがっている真綿の島別上納額は、『仁尾主税官復命書』によれば下記の通りである。

- 慶良間島(米) 5貫284匁  
(座間味島)
- 渡名喜島(米) 906匁
- 粟国島(粟) 11貫315匁
- 伊平屋島(米) 30貫

ただし真綿 100匁につき (米 2斗8升  
粟 2斗8升

したがって渡名喜島では上木高(浮得税)として99匁、田租の代納として906匁、合わせて1貫5匁の真綿を納めていたことになる。粟国島、伊平屋島、慶良間島は浮得としての真綿上納はない。その理由も定かでない。

ところで、米の代納品として真綿を納める場合の換算比率は、文献によって区々である。『仁尾主税官復命書』では2斗8升となっているが、明治28年(1,895)編の『旧慣租税制度』においては、真綿100匁の換算比率は2斗5升である。また、1,817年の『中頭方取納座定手形』には「座間味間切綿子壺把代米式斗五升起。右直成通引合可致事」とあり、『古老集記類』では「式斗五升先」<sup>(5)</sup>となっている。

米を納める場合、上納現場においては納米1石につき「斗立」、「口」、「蔵役人心付」などの増米があつて、約30%の加算となつたが、真綿で代納する場合、真綿をその分増量したか、米を減らして計算したか不明である。2斗5升の「12先」すなわち「斗立」が2斗8升で、『仁尾主税官復命書』と数字は一致するが、米の量が増えることは減税を意味する。「起」と「先」の問題か、後年減税が行われたのか、何とも言いがたい。前述した渡名喜島の真綿貢納1貫5匁もその意味では数字の上の話である。<sup>(6)</sup>

『球陽』巻20、尚灑王12年(1,812)の項「渡名喜島の地頭代南風原親雲上の善行を褒賞す」につぎの一文がある。

且該島産する所の綿子は料低く、其価は米に折して二斗一升四合四匁に扣抵す。該南風原、久米島に到りて製綿の法を習ひ、島中の人に伝へ教ふ。故に二十年を歴るの辰年以来、産する所の綿子久米島の如く二斗五升到扣抵し、甚だ島中を益す(以下略)

この記事と同一内容の文章が渡名喜島の渡口カマ氏家に所蔵されている「言上(?)覚」に見える(写真)。

当の久米島でも綿子1把(100匁)が米2斗換算だった時期があつたようだ。久米島喜久村家の『公孫姓家譜』によると「同年(乾隆19年—

1,754年、引用者註) 五月朝廷に奏して綿子壹把を以て代米貳斗五升と為す。原是れ代米貳斗五升と為すと雖も、然るに中間に至りて以て貳斗と為す。因りて百姓疲苦す。朝廷に奏して又貳斗五升と為す」という。



(言上)写 渡名喜村 渡口カマ氏蔵

施設が不備であることはいうまでもなく、蚕種も劣弱で、技術的にもけって高くない当時にあつては、養蚕は困難な仕事であつたに違いない。渡名喜島では一時期蚕子を死滅させ、伊平屋島から蚕種を求めたことがある。

又其の島の蚕子、都て是れ殭死す。宮平、亀挑原と共に、伊平屋島に往き、蚕妙を求めて来り、島中に分与す。此れより漸次繁息す(『球陽』卷16「尚穆王32年(1,783)」「3月28日、渡名喜島の宮平仁屋の善行を褒賞す」)

久米島でも精力的に桑を栽植し、養蚕に励んだようであるが、それでも出来不出来があつたらしい。『公孫姓家譜』乾隆24年(1,749)の項には、近年綿子が不出来で、「御国元御用」もお断り申し上げるほどである。桑の栽植がまずく、蚕の飼育もままならないので、粟国島、渡名喜島、慶良間島あるいは垣花あたりから綿子を取り調べ、ようやく上納を済ませた、とある。

『近世地方経済史料』を見ると、久米島は嘉慶25年(1,820)から道光9年(1,829)までの10年

間に、粟国島から100把、慶良間島、渡名喜島からそれぞれ50把の綿子を借用している。50把はすなわち5貫目であるから、渡名喜島ではこの時期に、島で上納する真綿のほぼ5年分を毎年久米島に貸していたことになる。

いったい渡名喜島の場合、全上納額に占める真綿の比率はどうなっていたのだろうか。つぎにあげるのは、明治23年(1,890)から同27年(1,894)に至る田租・畑租の内訳である(次頁)。なお、沖縄県では廃藩置県以降も、明治32年(1,899)から同36年(1,903)の間に実施された土地整理まで旧税制が続いた。

この表から上納品目の代金によって真綿の割合を出して見ると、明治23年が全体の5.6%であり、真綿の公買価格が低落した同27年には2.6%に落ち込んでいる。いずれにしてもこの時期には、真綿は渡名喜島にとって重要な租税品目ではなかったことになる。ちなみに、他の島々における明治23年の真綿の上納割合を見ると、粟国島が15.2%、伊平屋島5.7%、座間味島14.3%となっていて、渡名喜島が一番低い。

ところで、島々から上納された真綿はどのように使われたのであろうか。文献によれば、少なくともふたつの用途があつた。ひとつは將軍家に対する献上品としてである。これは『通航一覽』に見える。薩摩その他の大名に対する進上物となつた<sup>(9)</sup>ことも考えられるが、それを示す資料については未知である。もうひとつは、家屋の勲功や一般人民の善行、長寿などに対する賞物として下賜される場合である。

『通航一覽』巻5によれば、寛永20年(1,643)、將軍家若君厳有院の誕生祝儀と、中山王尚賢「襲封」の謝恩として金武王子、国頭王子が上江、方物を献じた。その方物中に「綿五把」、「綿百把」が見える。この時の献上品には他に太刀、馬、中国織物、上質芭蕉布、宮古上布、漆器、各種香料、泡盛などがあり、これに真綿が加わること自体、真綿が珍重されていたことを意味する。寛文11年(1,671)、尚貞王「襲封」の恩謝使金武王子献上の進物に「久米綿百把」

明治23～27年納税一覽

渡名喜島

種別	23年		24年		25年		26年		27年		合計		
	現石	代金	現石	代金	現石	代金	現石	代金	現石	代金	現石	代金	
田租	米	1.062	9.317	1.062	7.433	1.062	7.898	1.062	6.454	1.062	8.445	5.310	39.547
	真綿	906	7.266	906	5.653	906	5.653	906	4.530	906	4.331	4.530	27.433
畑租	米	2.088	18.318	2.088	14.615	2.088	15.528	2.088	12.689	2.088	16.604	10.440	77.754
	麦	18.901	64.068	18.901	108.634	18.901	129.094	18.901	112.839	18.901	93.749	94.505	508.384
	黍	8.535	17.737	8.535	19.951	8.535	21.935	8.535	20.134	8.535	24.641	42.675	104.398
	得	204.9	23.849	204.9	31.042	204.9	33.194	204.9	33.809	204.9	33.399	1,024.5	155.293
	得	99	0.794	99	0.623	99	0.623	99	0.495	99	0.473	495	3.008
租	夫役錢	0	2.725	0	2.725	0	2.725	0	2.725	0	2.725	0	13.625
計			144.074		190.676		216.650		193.675		184.367		929.442

があがっている。以後、「久米綿」はほとんど毎回のように入正上江の際の献上物に加えられる。

国王から綿子を賜った記事がしばしば諸士の家譜に現われる。一例として『蔡氏家譜』を挙げよう。

○康熙五十年癸巳正月初十日温任国師職初見聖上時蒙賜綿子三把扇子式匣（以下略）

○乾隆六年辛酉十二月十四日温因測影定漏荷蒙賞賜御掛物二軸王若水山水画島紬四端綿子四把（以下略）

前の記事は蔡温が国師に任ぜられたとき、後者は漏刻を改正したときの褒賞として、綿子が下賜されたことを示す。

『球陽』には一般人民の善行、孝行あるいは長寿などを褒賞して、位階・物件を賞賜する記事が少なからず見られる。その物件にはしばしば綿子加わっている。

たとえば、真和志郡安謝村の屋宜に黄冠位並びに白木綿布2反、綿子1把、島中布2反(1,745年)、牧志村の高良筑登之親雲上に座敷位、「孝徳忠勲」の掛床1張、糸綿2把、先島拾三升紋布2反が賞賜された(1,746年)のは、孝行、善行に対する褒賞の例である。また、満100歳となる真柴田里之子祖母に色絵垣紗綾2反、綿子1把、紺島細上布1反(1,718年)、首里赤田村の101歳になった久田筑登之親雲上友興には、勝連

間切新嘉喜の名島および扇子2本、綿子2把、銀子30両他が賞賜された(1,860年)。これは後者の例である。

〔註〕

(1)以下『球陽』の読み下しは角川書店刊本『球陽』による。

(2)文献に見える「綿」、「糸綿」、「綿子」などは真綿のことである。木綿は「木綿」、「棉」などと表記される。文献には通常「真綿」は用いられず「綿子」と表記されることが多い。紬を織る糸は繭から直接とらず、繭を綿にしてこれから糸を紬ぐ。この綿を「真綿」と呼ぶ。久米島上江洲家の『美済姓家譜』における紬・綿子の上納は1,661年が初出である。

(3)以下貢納関係の記事は主として『御当国御高並諸上納里積記』、『旧慣租税制度』、『近世地方経済史料』第9巻、第10巻による。

(4)『仁尾主税官復命書』（『沖縄県史』第21巻所収）

(5)『近世地方経済史料』第10巻。

(6)同上。穀物上納において本石を「起」、増量分を加えることを「先」という。

(7)米1石+斗立(1×0.12)+蔵役人心付(1×0.16)+口米(1×0.02)+口米の斗立(0.02×0.12)+口米の蔵役人心付(0.02×0.16)=1.3056石

(8)『地租改正参考書』（三康図書館蔵）。田里修氏提供。

(9)嘉永6年（1,853）、林煒編集。琉球・朝鮮・中国をはじめとする諸外国との外交資料を編纂したもの。「琉球」は巻1から巻24までである。

(10)「綿子1把」とはどの位の量であろうか。明治28年（1,895）に久米島で貢布調整用に納められた真綿が99貫40匁、貢布総額は799反である（『旧慣租税制度』）。単純計算でいくと1反あたり約124匁の真綿が必要である。真綿1把が100匁であるから、1把強で1反の紬が織れる計算になる。